

うちぶんの継続的なにぎわいづくりのためのコーディネート業務委託 提案依頼用仕様書

1 業務委託名

うちぶんの継続的なにぎわいづくりのためのコーディネート業務委託

2 業務の目的

令和6年4月から供用開始した打出教育文化センター（「センター」という。）及び打出公園（「公園」という。）は、エリアマネジメントの取り組みの一環として、地域の方々に親しまれる公共空間「にぎわいの拠点」となるようプロジェクトチームを発足し、リニューアルオープンした。本業務は、プロジェクトチームの最終年度である令和6年度に、センターや公園を利用して、令和7年度以降も地域住民等に地域活動に興味を持ってもらえる事業を提案・実施することを委託し、うちぶんの継続的なにぎわいづくりにつなげることを目的とする。

3 履行場所

芦屋市打出小槌町15番9号

4 建築物の概要

(1) 所在地：芦屋市打出小槌町15番9号

(2) 敷地面積：1階床面積 652.78 m²
2階床面積 583.21 m² 延床面積 1,235.99 m²

5 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6 業務体制

(1) 実施体制

受託者は、本業務遂行に必要な人員を配置し、統括責任者、副統括責任者を配置し、本市に届け出ること。事業の実施に当たっては、事業企画・広報・運営の経験、技術を持つ者を配置すること。（※団体内外を問わない。）

(2) 統括責任者

統括責任者は、各業務の適正な執行を管理し、事業提案の達成水準を確保すると共に、事業全体が一体的に進むよう取り仕切ること。

(3) 進捗管理

本業務を円滑に実施するため、受託者は原則として月1回本市と協議を行い、適正な業務進捗管理を行うものとする。

7 計画準備

本業務を遂行するにあたり、必要な機器、人員配置、事業スケジュール等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、本市の承認を得ること。

8 業務内容

上記の目的を達成するよう以下 (1) から (4) の業務を遂行すること。

- (1) 現在地域活動をしている人が抱えている課題や、新しく地域活動に参加したいと思っている市民が興味をもつ研修会（地域を知る・広報の作り方・ICT・画像編集・助成金の探し方など）を実施すること。研修会では、年代を問わず地域住民どうしのつながりができるように配慮すること。
- (2) 研修会等で、参加者にセンターや公園を利用した事業企画書を作成してもらい、実際に企画書どおり事業を実施できるのかを参加者を含めて検証すること。実際に実施できないのであれば、何がハードルになるのか、ハードルを無くすためには何が必要なのかを検証すること。
- (3) 企画書の事業を実施する場合は、企画、広報、実施の各フェーズで、地域住民等をサポートすること。
- (4) その他、詳細に関しては、以下の項目に留意すること
 - ア. 参加者のためにイベント保険等に加入すること。
 - イ. 参加者が主体的に活動できるためのノウハウの獲得につながるように、研修会のメニューを考えること。
 - ウ. 企画事業の参加者募集チラシの作成などを研修会参加者に依頼する場合は、対価を支払うこと。
 - エ. 企画した事業を実施する場合は、研修会に参加した市民だけでなく、興味を持った地域住民等も事業を実施運営する側に回れるような仕掛けを行うこと。

9 成果物

- (1) 研修会で使用したチラシデータ等（納品時期は随時）
- (2) 研修会の実施記録（市ホームページで公開するため、内容は市・受託者双方協議のうえ決定すること。）、写真
- (3) 継続的かつ効果的に実施できる企画書案
- (4) その他市が必要と認める書類

10 着手時提出書類

本業務の着手にあたり受託者は、下記の資料を本市に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) スケジュール表
- (4) 統括責任者、副統括責任者及び各業務責任者（経歴書添付）

(5) その他本市が必要と認める書類

11 著作権及び施工物の帰属

本業務において納品した図書、データに関する一切の権利は市に帰属するものとする。

12 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。なお、特定個人情報を取り扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、関係法令等のほか、別紙「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

13 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。

また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

14 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報 that 適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記(1)の検査を行うものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

15 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

16 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

17 庁舎の使用について

本業務を遂行するにあたっては、下記施設を使用して行うこと。

- (1) 使用場所 芦屋市打出小槌町15番9号

18 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

※ プロジェクトチームの活動は市ホームページを参照すること。

<https://www.city.ashiya.lg.jp/gyousei/area/uchidekomichipj.html>

以上